

最高裁秘書第2610号

平成25年10月8日

林弘法律事務所

## 弁護士 山 中 理 司 様

# 最高裁判所事務総局秘書課長 堀田眞哉



## 司法行政文書不開示通知書

平成25年6月11日付け（6月12日受付最高裁秘書第1569号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり、開示しないこととしましたので通知します。

記

## 1 開示しないこととした司法行政文書の名称

- (1) 平成17年度から平成25年度における、弁護士職務経験法に基づく受入  
「応募」法律事務所の一覧

(2) 平成17年度から平成24年度において、弁護士職務経験法6条3項に基づ  
いて提出された報告書

## 2 開示しないこととした理由

- (1) 1の(1)の文書のうち、平成17年度から平成19年度の文書は、保存期間を満了しており廃棄済みである。

(2) 1の(1)の文書のうち、平成20年度から平成25年度の文書は、開示すると法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報及び今後的人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（事務所名）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イ及び同条第6号ニに相当し、これらの不開示

情報の記載部分を除くと、客観的に有意の情報が記録されていないと認められることから、不開示とした。

(3) 1の(2)の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3237）3051（直通）  
電話03（3264）5652（直通）